

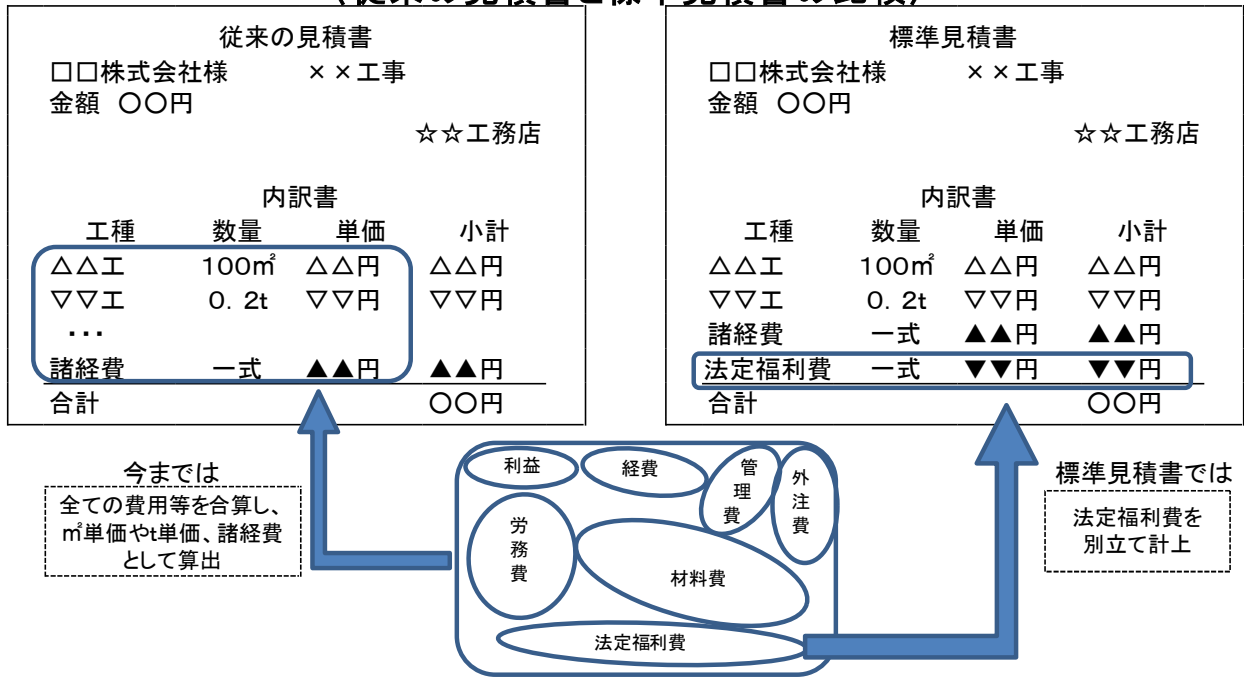
標準見積書を活用し、必要な法定福利費の確保にご協力を

建設業における社会保険等への適正加入については、業界の持続的な発展や若年労働者の入職による技術継承等を目的に、官民が一体となって様々な取組が進められています。公正で健全な競争環境を構築するためには、元請企業のみでなく下請企業も含めた社会保険等への適正加入が必要となり、元請企業においては下請企業の保険加入等を指導する役割を担うことが求められています。

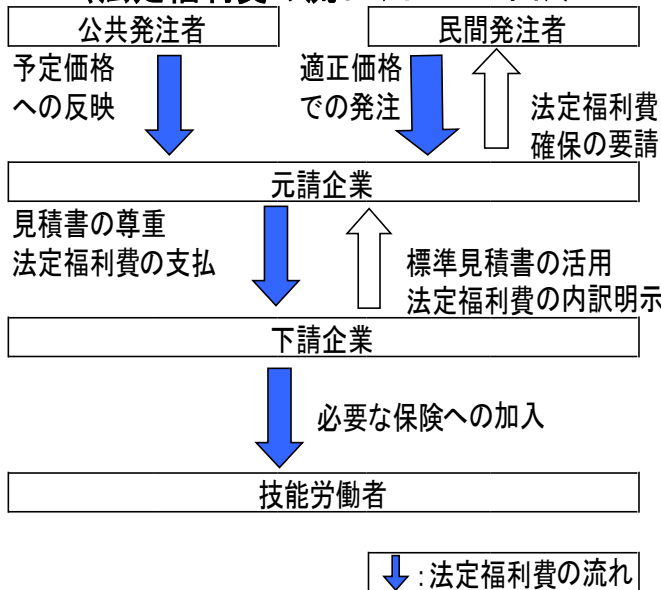
下請企業の保険加入等を推進するための方策の一つに標準見積書の活用があります。標準見積書とは、元請企業が下請企業から取得する見積書のうち、従来の総額単価だけではなく、各社の法定福利費相当額（社会保険等への加入に要する費用）が別枠明記されている見積書のことです（下図参照）。これを活用することにより、末端の労働者まで適切な法定福利費相当額が行き渡り、社会保険等への適切な加入が実現されます。

建設業界全体における社会保険等への加入促進に向け、標準見積書の活用にご協力ください。

〈従来の見積書と標準見積書の比較〉



〈法定福利費の流れ(イメージ図)〉



元請企業として取り組むべきことは・・・

- 元請企業は、法定福利費相当額を内訳明示した標準見積書を提出するよう下請企業に働きかける。
- 元請企業は、提出された見積書を尊重して下請契約を締結し、適切な法定福利費を支払う。
- 元請企業は、全ての下請企業に対して、社会保険等への加入に関する指導・監督を徹底し、平成29年度以降は未加入者を下請企業として選定しないように努める。また、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いをする。